

志木市議会 B C P
(業務継続計画)

令和5年8月
(志木市議会)

目次

1. 業務継続計画（BCP）の目的	2
2. 災害時の議会及び議員の行動指針	
(1) 議会の役割	2
(2) 議員の役割	2
3. 災害時の市との連携・協力関係	2
4. 議会BCPの発動基準	2
5. 業務継続に係る体制及び活動基準	
(1) 業務継続（安否確認）体制の構築	3
①議会及び議員の体制	3
②議会事務局職員の体制	6
(2) 行動時期に応じた活動内容の整理	7
①行動形態	8
②行動基準	9
③議員の参集方法など	10
(3) 議会審議を継続するための環境整備	12
①議場及び委員会室等	12
②通信機器設備	12
③情報伝達システム	12
④備蓄品などの確保	12
6. 情報収集	
(1) 地域の災害情報の収集	13
(2) 市対策本部と支援本部との情報共有体制の確立	13
7. 議会の防災計画と防災訓練	
(1) 志木市議会の防災計画	13
(2) 志木市議会の防災訓練	14
8. 業務継続計画（BCP）の運用	
議会BCPの見直し	14
9. 計画の体系図	
(1) 時系列にみる災害時の基本的行動パターン	14
(2) 志木市議会災害対策支援本部の対応（フロー）	16
別紙様式1 議員安否確認表	17
別紙様式2 議員参集状況調書及び災害被害状況報告書	18
別紙様式3 議員の安否確認などのメール文例	19

1. 業務継続計画（BCP）の目的

大規模災害などの非常事態でも、二代表制としての議決機関、住民代表機関としての議会の迅速で正確な意思決定が必要である。多様な市民ニーズに対応できる議会機能の維持を図るため、自然災害など大規模災害等の緊急事態が発生した際に、志木市議会の迅速で適切な初動対応をはじめとした災害対応等について必要な事項を定めることにより、災害被害の拡大防止並びに議会機能の早期回復及び維持を図るため、志木市議会業務継続計画（以下「議会BCP」という。）を策定するものである。

2. 災害時の議会及び議員の行動指針

（1）議会の役割

議会は、行政の議決機関として、予算、決算、条例、重要な契約などの審議で、執行機関の事務執行状況をチェック・評価し、また、市の重要な政策形成過程で住民の代表者として地域性や市民ニーズを反映するなど、極めて重要な役割を担っている。

議会は、地域で大規模な災害が発生した非常事態においても、議会活動を機能停止することなく、適正で公正な議会運営により、この議会機能を保持する必要性が求められている。そのためには、様々な事態を想定することにより、議会としての災害対応体制を整えなければならない。

また、災害時の初期対応、復旧・復興時でも、住民の代表機関として大きな責務と主体的な役割を担う必要がある。

（2）議員の役割

議員は、議会が議決機関としての基本的な機能を維持するために、その議会構成員としての役割を担うことが基本となる。

一方で、議員は災害発生時には、地域の一員として被災した市民の救援・救護などの初動対応や被害の復旧・復興のための対応活動に、非常事態に即応したそれぞれの役割を求められる。

議員は、こうした議決機関としての議会機能を維持し、根幹的な役割を十分に認識すると同時に、地域の救援・救護活動などに従事する役割も担うものである。

3. 災害時の市との連携・協力関係

災害発生時には、災害対応活動に主体的に当たるのは防災・危機管理を所管する担当課をはじめとする執行機関であり、議会は、実際に主体的な役割を担うものではない。よって、議会は、議決機関としての役割が基本であり、その範囲内で様々な災害に対応することとなる。

特に災害時の初動期において、執行機関は、職員が災害情報の収集や応急対策業務などに奔走し混乱状態にあることが想定され、議員の情報収集及び要請行動については、状況と必要性を見極め、執行機関の初動対応や応急対応への配慮が必要となる。

一方で、議会が自らの役割である行政監視牽制機能と議決機能を適正に行使するためには、必要で正確な情報を迅速に早期収集し、内容を精査し、評価・分析することが必要不可欠である。そのため議会と執行機関は、それぞれの役割と責任を踏まえ、災害情報の収集・共有を主体とする協力・連携体制を整え、一丸となって災害対応に全力で当たる必要がある。

4. 議会BCPの発動基準

議会BCPの対象とする災害の種別と発動基準は、次のとおりとする。

志木市地域防災計画に基づく志木市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）が設置される災害配備基準を概ね準用する。

災害種別	発 動 基 準
地震	1. 市内で震度5弱の地震が発生した場合 2. 県内で震度6弱以上の地震が発生した場合 3. 東海地震注意情報が発令された場合 4. その他議長が必要と認めた場合
風水害	1. 志木市に大雨・洪水警報等が発表され、被害が発生する恐れがある場合又は軽微な被害が発生した場合（一部道路冠水） 2. 荒川・新河岸川・柳瀬川の水位が氾濫注意水位に到達し、さらに水位上昇の場合 3. その他議長が必要と認めた場合
その他	上記自然災害のほか、事件・事故による大規模災害、新型インフルエンザなどの感染症、大規模なテロなどによる大きな被害が発生した場合、又はそのおそれがあるもの

5. 業務継続に係る体制及び活動基準

(1) 業務継続（安否確認）体制の構築

非常時においても議会が基本的な機能を維持し、業務を継続するためには、議決機関を構成する議員の安全確保とその安否確認がスタートとなる。この初動体制を迅速かつ的確にとることが、議会の機能維持にとって重要であり、その後の業務継続体制の構築に大きく影響する。

また、この業務継続体制は、議会と議会事務局の双方で、それぞれが明確な行動基準に基づき対応することが重要である。

①議会及び議員の体制

ア 議会災害対策支援本部の設置

議会は、災害時では、災害初期から議会機能を的確に維持するため、市対策本部が設置された後、速やかに志木市議会災害対策支援本部（以下「支援本部」という。）の設置の可否を決定し、迅速な災害対応に当たるものとする。支援本部の構成は、議長、副議長、各会派代表者、その他の議員で組織し、議会としての意思決定を行うに当たっての事前調整・協議の場としての役割を担い、設置基準は次のとおりとする。

（支援本部）

役 職	議 長	副議長	各会派の代表者	その他の議員
支援本部	支援本部長	支援副本部長	支援本部員	支援員
主な任務	◇支援本部の設置を決定し、会議の事務を統括する。 ◇市対策本部長と連携・協力し、災害対応に当たる。	◇支援本部長を補佐し、支援本部長に事故あるときは、その職務を代理する。	支援本部長の指示のもと、次の任務に当たる。 ○支援本部の運営に関すること。 ○議員の安否に関すること。 ○議員の参集に関すること。 ○本会議、委員会の開催に関すること。 ○本会議、委員会の協議事項などに関すること。 ○災害情報の収集・公表に関すること。 ○市対策本部等との連携・協力に関すること。 ○その他、災害対策に必要とされること。	

災害種別	設置・解散の時期	設置場所	議員の参集時間	会議運営
・地震 ・風水害 ・その他	◇市対策本部の設置後、速やかに議長が支援本部の設置の可否を決定し、市対策本部の解散をもって支援本部を解散するものとする。	◇本庁舎4階全員協議会室(状況に応じて、支援本部長が指定した場所) <small>(令和5年8月25日議会運営委員会・一部改正)</small> ※「支援本部長が指定した場所」は、安否確認で支援員の通信環境が整っている場合、オンライン会議等も可とする。 <small>(令和2年7月17日議会運営委員会・一部改正)</small>	◇支援本部長等から参集場所等の指示を受けた後、自身と家族の安全を確保し、速やかに支援本部等に参集する。	◇会議の進行は、支援本部長が行う。 ◇協議事項は、その都度支援本部長が決定する。

イ 議員の基本的行動

議員は、災害時には、速やかに自身と家族の安全確認、安否確認を行い、自身と家族の安全が確保された段階で次の活動を行うものとする。

なお、議員としての立場を踏まえて、市災害対策本部及び支援本部の設置の有無にかかわらず、市及び議会において公式に発令、発表等がされたこと以外については、市民等に対する発言やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などへの掲載を慎み、活動にあたるものとする。(令和2年7月17日議会運営委員会・一部改正)

- (i) 支援本部からの議員の参集指示があるまでは、地域の一員として市民の安全確保と応急対応など地域における活動に積極的に従事する。
- (ii) 地域活動などを通して、執行機関が拾いきれない地域の被災情報などを収集する。
- (iii) 支援本部からの議員の参集指示に速やかに対応できるよう、連絡態勢を常時確保しておく。なお、地域で収集した緊急情報等は、災害時に有効な伝達ツール（メール、SNSアプリ等）を利用して議員間で共有・確認することは可とする。ただし、地域で収集した緊急情報で市対策本部長の判断を要するものは、支援本部長に報告し、支援本部長の許可なく、みだりに公開することは禁ずる。(令和5年8月25日議会運営委員会・一部改正)
- (iv) 支援本部員は、議長が支援本部を設置した場合は、上記にかかわらず支援本部の任務にあたる。

※活動地域は市が設置した避難所地域とし、各担当議員は「災害時における各議員の情報収集地区」のとおりとする。(令和2年7月17日議会運営委員会・一部改正)

ウ 災害発生時期に応じた議員の行動基準

(i) 災害が会議（本会議・委員会）中に発生した場合

議長又は委員長は、直ちに本会議又は委員会を休憩し、又は散会し、議会事務局職員に対し、議員及び傍聴者の避難誘導その他安全確保のための指示をする。

議員は、速やかに自身の安全を確保し、その上で被災者がある場合には、その救出・支援を行う。次に、家族の安否確認を行うとともに、支援本部長から今後の対応の指示があるまで議会で待機するものとする。

(ii) 災害が時間外（夜間、土曜、日曜、祝・休日など）に発生した場合（議員が市内にいる状況）

議員は、速やかに自身と家族の安全を確保し、その上で被災者がある場合にはその救出・支援を行う。支援本部員は、議会事務局に安否の報告を行うとともに、支援本部長の指示により参集し、支援本部の任務に当たる。支援員は、議会事務局に安否の報告を行い、連絡が取れる態勢を確保し、自宅待機又は地域で一市民として支援活動や災害情報の収集に当たるものとする。

(iii) 災害が議員の市内不在時に発生した場合

議員は、速やかに自身の安全を確保し、その上で家族の安否の確認を行うとともに、被災者がある場合にはその救出・支援を行う。支援本部員は、議会事務局に安否の報告を行うとともに、支援本部長の指示により参集し支援本部の任務に当たる。支援員は、議会事務局に安否の報告を行い、連絡が取れる態勢を確保し、自宅待機又は地域で一市民として支援活動や災害情報の収集にあたるものとする。

エ 支援本部などの指揮命令系統

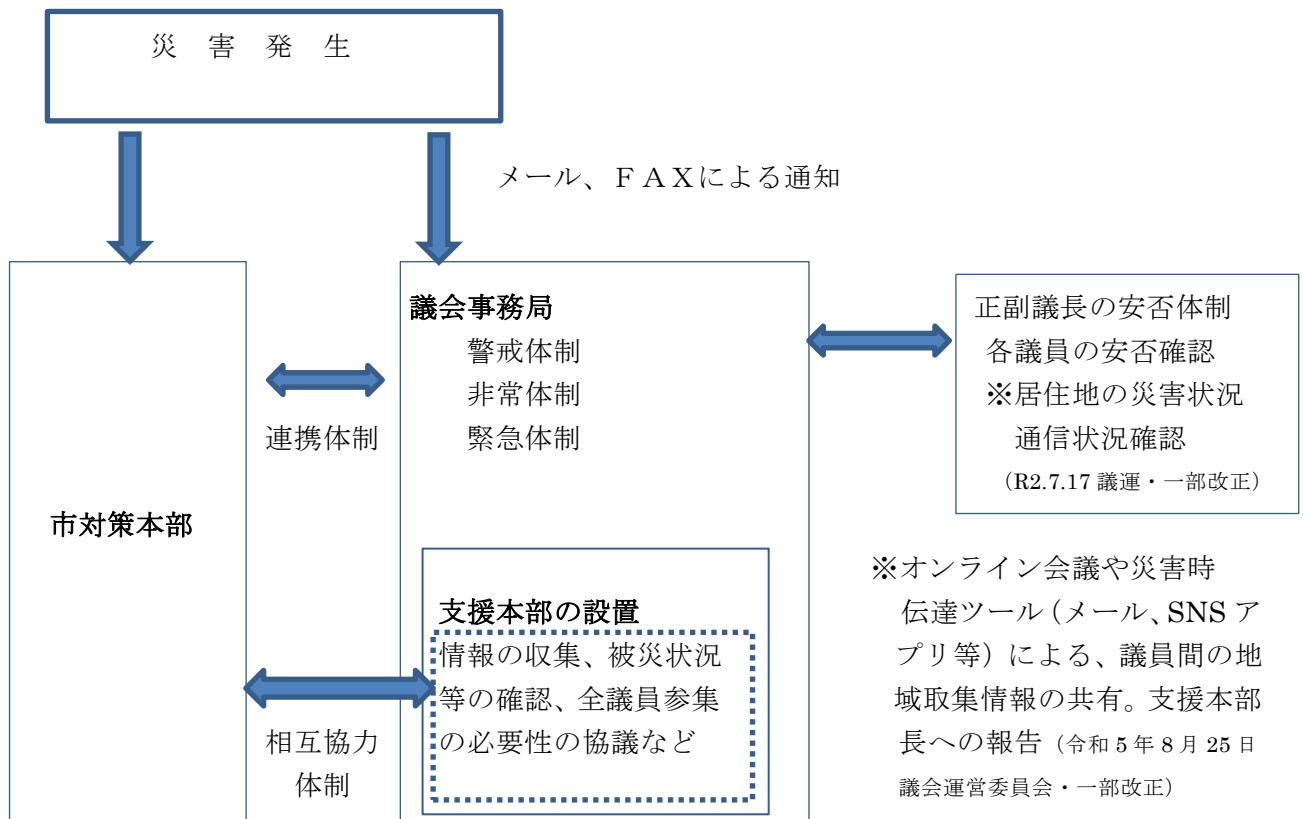
支援本部では、支援本部長の不在などの場合に備えて指揮・命令の順位を次のとおり定めるものとする。なお、支援本部の第一次招集は、支援本部長（議長）、支援副本部長（副議長）及び支援本部員（会派の代表者「一人会派は除く。」）とし、第二次招集は、支援員とする。

（命令・指揮）

【支援本部長不在時の代理者】

支援本部長（議長） ⇒ 支援副本部長（副議長） ⇒ 第一会派代表者（最大会派代表者） ⇒ 第二会派代表者

【災害時の議会・議会事務局の流れ】



②議会事務局職員の体制

市に、市対策本部が設置された場合には、議会事務局職員は、通常業務に優先して速やかに災害対応の業務（以下「応急業務（非常時優先業務）」という。）にあたるものとする。

ア 災害発生時期に応じた議会事務局職員の行動基準

(i) 災害が勤務時間（8時30分～17時15分）内に発生した場合

議会事務局職員は、速やかに自身の安全を確保し、応急業務（非常時優先業務）に当たる。

【本会議又は委員会開催中】

本会議又は委員会開催中における応急業務（非常時優先業務）は、まず、議長又は委員長の指示に基づき、議員及び傍聴者の避難誘導に当たり、その後、速やかに議員の安否確認を行う。安否確認は、議員安否確認表（別紙様式1）を活用するなど迅速に行う。

【休会又は閉会中】

休会又は閉会中における応急業務（非常時優先業務）は、来庁議員の安否確認を行い、次に全議員の安否確認を行う。その後、応急業務（非常時優先業務）を行う。

(ii) 災害が勤務時間外（(iii)の休日を除く。）に発生した場合（平日夜間のケース）

議会事務局職員は、速やかに自身の安全を確保し、災害時の配備基準に従い、速やかに指定された場所へ参集し応急業務（非常時優先業務）に当たる。配備基準外の議会事務局職員は、議会事務局に安否の報告を行い、連絡がとれる態勢を確保する。

(iii) 災害が休日（土曜、日曜、祝・休日）に発生した場合

議会事務局職員は、速やかに自身の安全を確保し、被災者がある場合にはその救出・支援を行う。災害時の配備基準に従い、速やかに指定された場所へ参集し応急業務（非常時優先業務）にあたる。配備基準外の議会事務局職員は、議会事務局に安否の報告を行い、連絡がとれる態勢を確保するとともに、自宅での待機や地域での支援活動などに従事する。

イ 議員への安否確認方法

(i) 議会事務局の情報通信端末が使用できる場合

議会事務局のパソコンなどから議員の携帯メール・パソコン等端末に一斉送信、返信のない場合は、議会事務局の固定電話などから議員の携帯電話や固定電話に連絡する。

なお、議長と副議長については、携帯メール・パソコン等端末への送信に加えて、直接電話により安否を確認する。

(ii) 議会事務局の情報通信端末が使用できない場合

議会事務局職員の携帯メールなどから議員の携帯メール・パソコン等端末に一斉送信、返信のない場合は、議会事務局職員の携帯電話などから議員の携帯電話や固定電話に連絡する。

なお、議長と副議長については、携帯メール・パソコン等端末への送信に加えて、直接電話により安否を確認する。

(iii) 議会事務局と議会事務局職員の情報通信端末が全て使用することができない場合

通信機器が全て使用することができないことを想定し、衛星電話や災害用携帯電話、防災無線など議会独自の連絡体制を確保する必要がある。

ウ 議員の安否確認事項

議員安否確認表（別紙様式1）に基づき、次の内容を確認する。

- (i) 議員とその家族の安否状況
- (ii) 議員の所在地
- (iii) 議員の居宅の被害状況
- (iv) 議員の参集の可否と参集が可能な時期（利用できる電子通信機器の有無及び通信状況）
(令和2年7月17日議会運営委員会・一部改正)
- (v) 議員の連絡先（家族などの連絡先）
- (vi) 地域の被災状況
- (vii) その他

(2) 行動時期に応じた活動内容の整理

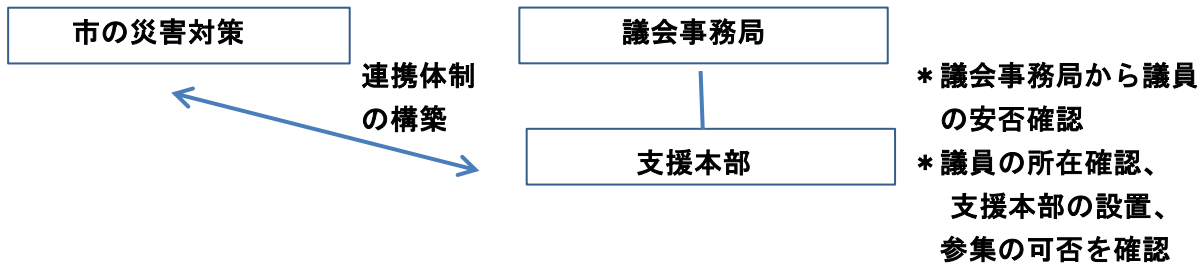
災害時では、発災からの時期に応じて求められる行動や役割は大きく変化することから、それぞれの時期（初動期、中期、後期）に応じた行動形態や行動基準を定めることは必要であり、災害が休日・夜間に発生した場合を基本的行動パターンとして整理することは重要である。

なお、後期からの平常時に移行する段階では、災害の程度に応じて執行機関によって復興計画の策定が考えられるが、当該復興計画では、より議会の責任を明確にするなどの検討が必要である。

①行動形態

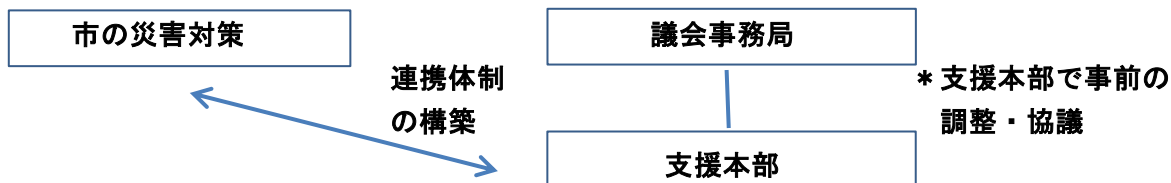
(災害が休日・夜間に発生した場合)

初動期（発災後～3日）：議会事務局職員の参集、支援本部の設置、安否確認の実施、情報の収集



※議員は、支援本部からの参集の指示があるまでは、地域の応急活動や避難所等の活に協力する
※オンライン会議や災害時伝達ツール（メール、SNS アプリ等）による、議員間での地域収集情報の共有。緊急収集情報の支援本部長への報告。（令和5年8月25日議会運営委員会・一部改正）

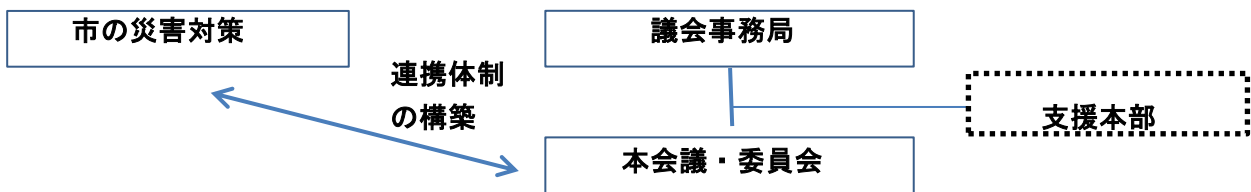
中期（発災後3日～7日）：災害情報の収集、把握、共有、発信



※議員と市の収集した情報を支援本部で共有し、市対策本部と連携を図る。

※議員は、支援本部からの参集の指示があれば、速やかに参集し、議員活動に専念する。

後期（発災後7日～1月）：議会機能の早期復旧



※本会議・委員会を開催し、復旧・復興予算などを審議する。

1か月～：常時の議会組織体制へ（復興計画などを、議会として審議）

②行動基準

(災害が休日・夜間に発生した場合)

【地震の場合】

時 期	議会事務局職員の行動	支援本部の行動	議会・議員の行動
【初動期】 災害発生直後 ~ 24時間	◇災害情報の確認 ◇自身の安全確保 ◇参集者は指定された場所へ参集 ◇議会事務局の被災状況の確認（支援本部の場所決定） ◇議員の安否確認 ◇職員の安否確認 ◇支援本部の設置 ◇市と連絡体制確保	◇支援本部の設置 ◇災害関係情報の収集 ◇市対策本部等との連携	◇自身と家族の安全確保 ◇議会事務局に安否報告
24時間 ~ 48時間	◇議員の安否確認 ◇職員の安否確認 ◇議場、委員会室などの被災状況の確認 ◇議場等の放送設備の確認 ◇支援本部の運営 ◇災害関係情報の収集	◇議員の安否などの情報整理 ◇情報を収集し、全議員招集の有無を協議 ◇市対策本部等との情報の共有	◇支援本部からの指示があるまでは地域活動 ◇災害関係情報の収集 ◇地域での救援、救助活動、避難所運営などへの協力
48時間 ~ 72時間	◇支援本部の運営 ◇災害関係情報の収集・整理・発信	◇情報を収集し、全議員招集の有無を協議 ◇市対策本部等との情報共有 ◇議会運営事項の協議	◇支援本部からの指示があるまでは地域活動 ◇災害関係情報の収集 ◇地域での救援、救助活動、避難所運営などへの協力 ◇支援本部からの指示に即応できる態勢の確保
【中期】 3日 ~	◇支援本部の運営 ◇災害関係情報の収集・整理・発信 ◇議会再開に向けた準備	◇情報を収集し、全議員招集の有無を協議 ◇議会運営の再開準備（開催場所、議案などの協議） ◇災害初動対応の進捗状況の確認	◇支援本部からの指示を踏まえて行動 ◇地域での災害情報、意見、要望などの収集 ◇地域での救援、救助活動、避難所運営などへの協力 ◇支援本部からの指示に即応できる態勢の確保

【後期】 7日 ～ 1月程度	◇支援本部の運営 ◇議会再開に向けた準備 ◇通常業務に移行	◇本会議、委員会の開催準備 ◇復旧体制などの確認	◇支援本部からの指示により、議員活動に専念 ◇本会議、委員会の開催 ◇議決事件の審議・議決 ◇復旧活動に関する国・県への要望などの検討 ◇復興計画の審議 ◇通常の議会体制への移行
---------------------------------	-------------------------------------	-----------------------------	--

③議員の参集方法など

議員は、支援本部から参集の指示があった場合には、自身と家族の安全を確保した上で速やかに参集するものとする。

なお、自身や家族の被災、住居の被害により参集できない場合には、その負傷などの対応後に参集するものとし、また、参集が不可能な場合には、必ずその旨を支援本部長に報告するとともに、常に連絡が取れる態勢を確保しておくものとする。

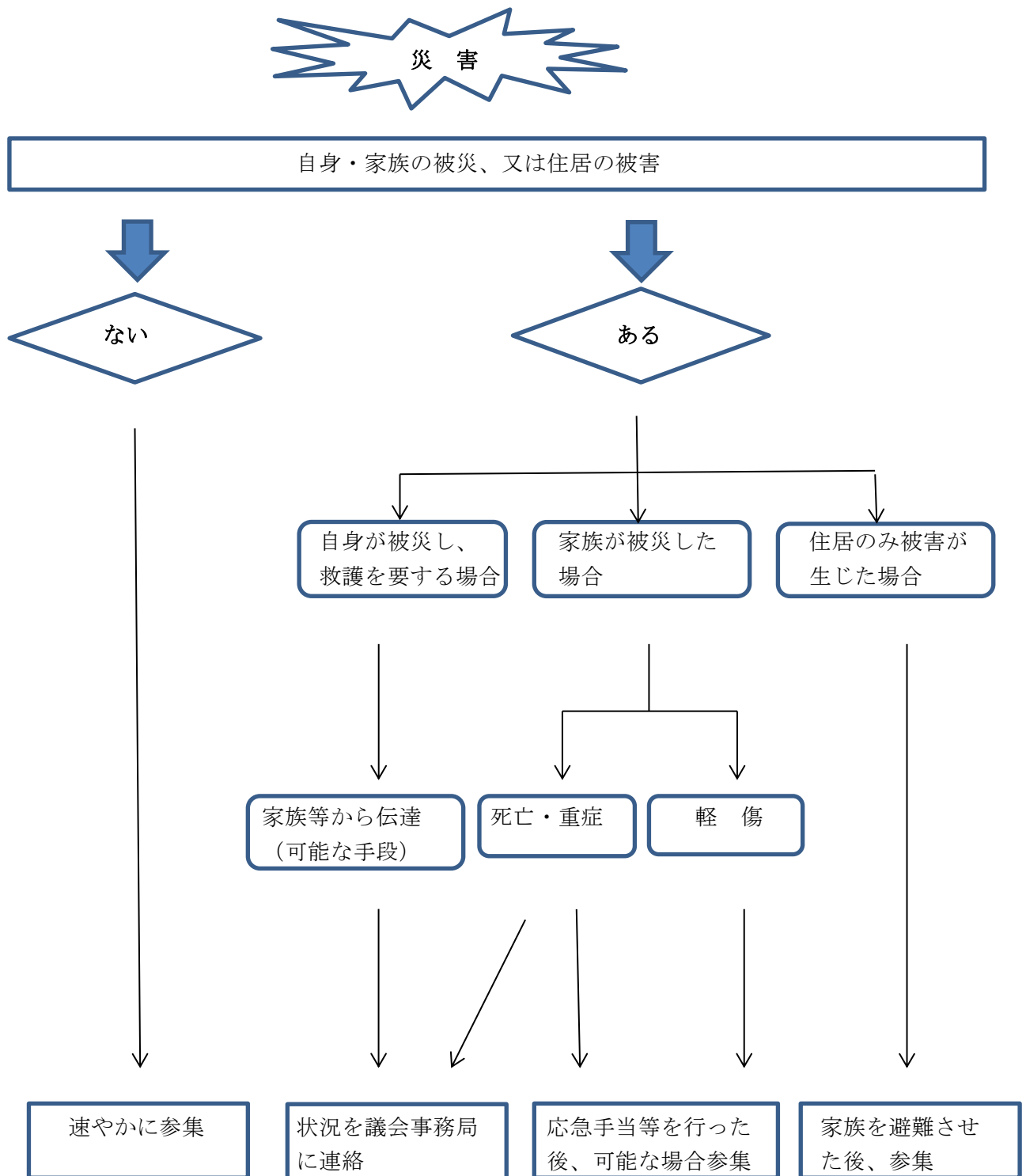
【議員参集基準】

災害種別	参集方法（手段）	参集場所	服装	携帯品
地震・風水害・その他	◇公共交通機関が利用できないことを想定し、徒歩での参集を基本に、道路状況等を踏まえ、安全を最優先に考え必要な交通手段にて参集	◇仮庁舎が被災していない場合（令和2年7月17日議会運営委員会・一部改正） ⇒第4庁舎（市民会館1階）議長室・応接室（令和2年7月17日議会運営委員会・一部改正） ◇仮庁舎が被災した場合（令和2年7月17日議会運営委員会・一部改正） ⇒支援本部長が指定する代替施設・場所（通信環境が得られる場合、オンライン会議も可能）（令和2年7月17日議会運営委員会・一部改正）	◇防災服、ヘルメット、防災靴の着用を基本に、自身の安全を確保できる服装 ◇冬季は防寒対策を行う。	◇携帯電話、筆記用具、飲料水、軍手、マスク、着替えなど

※参集途上、被災者の救護・救命が必要となった場合には、当該救援活動を優先する。この場合、直ちに議会事務局に報告する。

※参集途上、参集に支障がない可能な範囲で災害情報を収集する。

【議員の参集フロー】



(3) 議会審議を継続するための環境整備

災害によって本庁舎の施設や設備の機能が制限される状況において、議会の機能を維持するためには、議会運営を継続できるよう、特に必要となる資源の現状と課題を踏まえ、事前に必須の資源確保に向けた環境の整備が必要である。

①議場及び委員会室等

議場、委員会室、議会事務局等のある本庁舎4階は、令和4年に新庁舎として完成し、大地震の発生に備えて免震構造を採用、また大雨による冠水を避けるための柱頭免震方式などあらゆる災害に強い構造となっている。今後は防災訓練等を通して議場及び委員会室等の使い方を検討していく。(令和5年8月25日議会運営委員会・一部改正)

②通信機器設備

現在、議会事務局には、災害優先電話(衛星電話等)は配備されておらず、一般回線による固定電話のみであることから、災害時には、その利用の集中、また回線の遮断などにより使用が著しく困難になるおそれが高い。

そのため、まずは議会にも災害時優先電話の配置等について、執行部関係部課と協議を進めるとともに、衛星電話や災害用携帯電話、防災無線などの配置も今後検討する必要がある。

③情報伝達システム

現在、議会の情報システムは、執行機関のネットワークシステムの中で管理をしている状況である。いずれも執行機関のバックアップ体制によりデータの復旧は確保されている。

しかし、会議録検索システム、議会インターネット中継等については、議会独自のシステムであるため、業務委託機関との十分な調整により、継続稼働が可能なシステム管理及び運営が必要となってくる。

④備蓄品などの確保

備蓄品については、3日間の非常用食料・飲料水を備蓄するのが基本的な考えとなっている。志木市地域防災計画では、市民を対象に3日分の食料が確保されている現状がある。

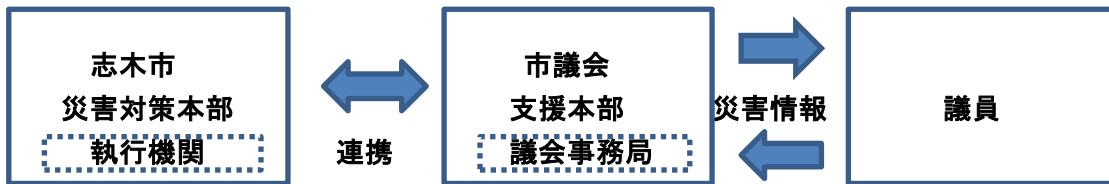
しかしながら、議会においても議員と議会事務局職員を対象とした食料などの備蓄品は確保されていない。災害によっては、議員と議会事務局職員は、数日間議会に滞在し、継続的に業務に従事することが想定されることから、計画的に備蓄品(非常用食料・飲料水、簡易トイレ、防災毛布などの生活必需品、防災キット)などを確保する必要がある。

6. 情報収集

議会として継続性のある適正な審議、判断、決定を行うに当たっては、必要な地域の災害情報を迅速で的確に把握することが前提となる。災害情報は、志木市地域防災計画に基づき市災害対策本部に主に集積されることから、当該市災害対策本部等を通して情報を得ることが効率的で現実的である。

一方、より地域の実情に詳しい議員から、地域の詳細な災害情報が寄せられることで、執行機関側の災害情報を補完することになる。これらのことから、災害情報を的確に把握し、迅速に災害対応にあたるためには、執行機関と議会との綿密な情報共有が必要である。

そのために、市対策本部と支援本部において、組織的な連絡・連携体制を確立することが重要である。



(1) 地域の災害情報の収集

議員は、市が把握する災害情報に加えて、議員としての地域性や立場から、より地域の災害状況や市民の声を把握することが可能である。そのため、議員は支援本部からの参集指示があるまでは、一市民として、地域での救助活動などに協力するとともに、災害状況の調査や市民の意向の收拾、把握に努めるものとする。

議員が収集する情報は、市が把握しきれない被害情報を補完するなど、非常に有益である。一方、その情報の混乱と錯綜によって、結果的に市の迅速な災害対応の支障になるおそれもあることから、そのような事態を避けるとともに、災害情報の整理・分析の効率化につなげるため、あらかじめ議員が収集した情報を支援本部に集積し、整理しておくことが重要である。

また、市民への災害情報のフィードバックや議員間での情報の共有化を図るため、情報の収集・発信などについて必要な情報を精査するなど、情報管理の仕組みを構築することが必要である。

(2) 市対策本部と支援本部との情報共有体制の確立

支援本部は、災害発生時には、市対策本部から市内被災状況の情報提供を求めるとともに、議員が収集する情報は、市が把握しきれない情報を補完するなど、非常に有益であることから、必要に応じて支援本部を通じて市対策本部に情報提供する必要がある。

市対策本部が収集する災害情報と支援本部の議員が収集した被災情報を相互に共有し、災害被害状況を効率的・効果的に整理・分析することにより、迅速で精度の高い被災情報の把握につながると考えられる。このことは、被災された市民への素早く的確な救護・救援活動に対応できることにつながる。

こうしたことから、市対策本部と支援本部との災害に係る情報共有体制を築くことは極めて重要である。

7. 議会の防災計画と防災訓練

(1) 志木市議会の防災計画

志木市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく法定計画として志木市において作成されたものであり、予防から救援、応急対策、復旧・復興までを視野に入れた総合的な計画である。

志木市議会では、議会における災害発生時の対応要領に続き、議会BCPを策定し、災害非常時での議会の機能維持に向け、議会や議員の役割を明確にするとともに、議員の具体的な行動基準などを定める。

今後、議会としての防災計画や防災・減災に係る基本条例の策定に向けた取組が求められている。

(2) 志木市議会の防災訓練

志木市議会では、平成 27 年 8 月 29 日に、「平成 27 年度市民総合防災訓練」に係る議会対応訓練を「志木市議会における災害発生時の対応要領」等に基づき実施したところである。

また、令和元年に行われた市民総合防災訓練でも志木市議会BCP（業務継続計画）に基づき、地域災害を想定した訓練を実施したところである。今後もこの計画を踏まえ、災害発生時での議会と議会事務局の体制や行動基準、災害時応急業務（非常時優先業務）の内容などを検証・点検し、実効性のあるものとする。併せて、災害に対する危機意識を高める観点から、議員と議会事務局職員を対象とした防災訓練（机上訓練・図上演習などを含む。）を計画的に実施する必要がある。

8. 業務継続計画（BCP）の運用

議会BCPの見直し

議会BCPに基づく必要資源の確保や防災訓練などの実施により得られた情報、新たに発見された課題などについては、適切に計画に反映させ、当該計画を着実にレベルアップさせていく必要がある。

また、防災上の重要課題に対する対策が完了した場合や実施すべき内容・手順などに変更が生じた場合にも、それらを当該計画に反映させる必要があることから、必要の都度、議会BCPを適宜改正し、見直しを行う。

議会BCPの見直しは、支援本部を中心に行うものとする。

9. 計画の体系図

(1) 時系列にみる災害時の基本的行動パターン

計画の全般的な体系イメージとして、発災から 1 月程度までの行動などについて、災害（地震）が休日・時間外に発生した場合を一つの基本的行動パターンとして整理する。

（資料参照）

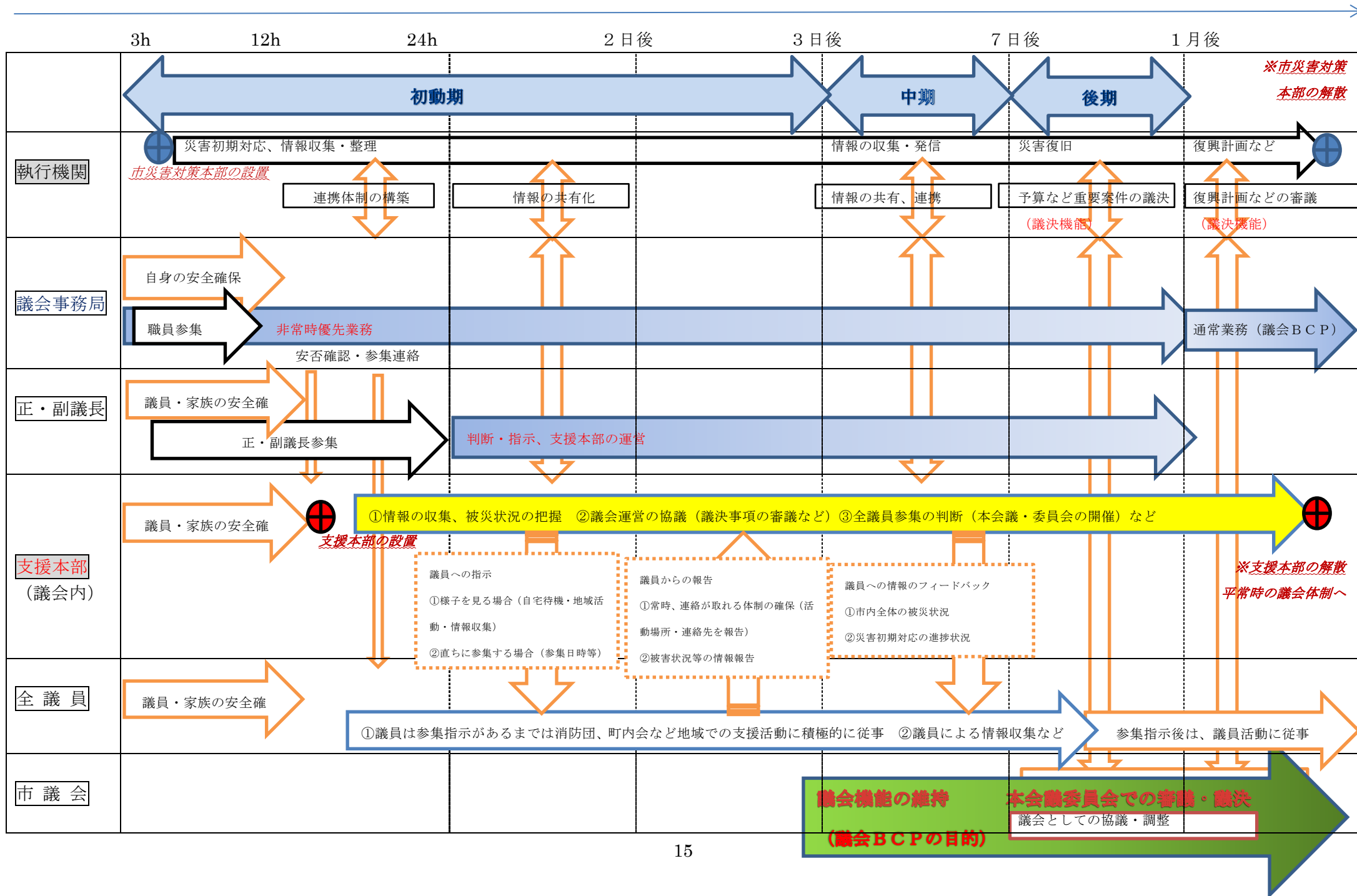
附 則（平成 29 年 12 月 18 日）

この業務継続計画は、平成 29 年 12 月 18 日から施行する。

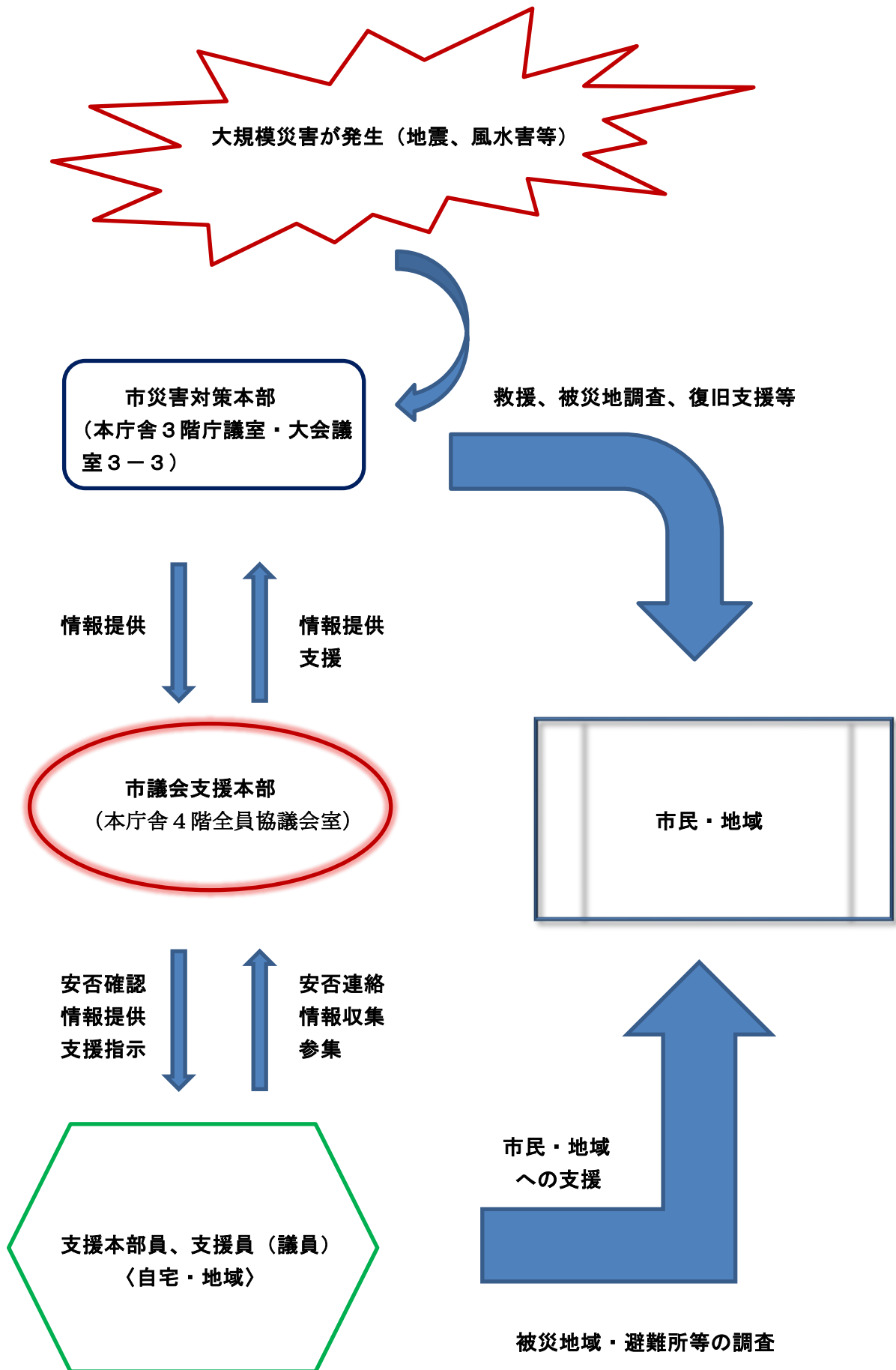
附 則（令和 2 年 7 月 17 日）

この業務継続計画は、令和 2 年 7 月 17 日から施行する。

◇時系列にみる災害時の基本的行動パターン（※災害が休日・時間外の場合）



(2) 志木市議会災害対策支援本部の対応（フロー）



議員安否確認表（別紙様式 1）

確認日時	月日	議員氏名
	時間	
確認者名		議員住所

安否状況	議員本人	被災	有 ⇒ 重体 重症 軽症 その他（ ）
			無
	家族	被災	有 ⇒ 配偶者 子ども その他（ ）
			無
所在地	市内	⇒ 自宅 自宅外（ ）	
	市外	⇒ 場所（ ）	
居宅の状況	被害	有 ⇒ 全壊 半壊 一部破損 床上浸水 床下浸水 その他（ ）	
		無	
参集の可否	可 否	参集可能な時期	利用できる電子通信機器の有無・通信状況（ ）
連絡先	議員との連絡がとれない場合⇒家族の連絡先を記入		
地域の被災状況			
その他			

議員参集状況調書及び災害被害状況報告書（別紙様式 2）

報告者 (議員)			
交通手段	徒歩・自転車・バイク	所要時間	
出発 場所・時刻		到着 場所・時刻	

【調査事項】

被害発生場所 (目標物)	覚知時刻	被害の状況

- ※ 本報告書は、支援本部への参集途上等に周囲の被害状況を調査し、後の応急対策・復旧活動に活用する。参集後、直ちに「支援本部」に提出。
- ※ 調査事項の内容は、①人的被害状況②家屋等の物的被害状況③火災等の発生状況④避難の状況⑤道路・橋梁・ライフライン（電気・水道・ガス・電話）の被害状況を記入する。

議員の安否確認などのメール文例（別紙様式 3）

【ケース 1】※地震・風水害・その他 ⇒ 議長、副議長及び会派の代表者に送信（1次招集）

表題：市議会災害対策支援本部の設置について

本文：議会事務局の〇〇です。〇月〇日〇時〇分、（地震・風水害・その他）のため、志木市災害対策本部が設置されました。

これにより、志木市議会BCP（業務継続計画）に基づき、志木市議会災害対策支援本部を設置しますので、議長、副議長及び各会派の代表者は、本庁舎4階全員協議会に参集してください。

なお、参集に当たっては、自身の安全確認を最優先し、服装、携行品にもご留意ください。

（令和5年8月25日議会運営委員会・一部改正）

【ケース 2】※地震・風水害・その他 ⇒ 全議員に送信（2次招集）

表題：安否確認（議員）について

本文：議会事務局の〇〇です。〇月〇日〇時〇分、（地震・風水害・その他）のため、志木市災害対策本部が設置されました。

これにより、志木市議会BCP（業務継続計画）に基づき、志木市議会災害対策支援本部が設置されました。ついては、次の内容について確認を行いますので、速やかに返信してください。

なお、返信時には、必ず最初に議員の名前を記入してください。

- ①自身と家族の被災の有無
- ②現在の所在地（自宅又はその他の場所）
- ③居宅の被害の有無（利用できる電子通信機器の有無及び通信状況）
- ④地域の状況（特記すべき内容がある場合）

（令和2年7月17日議会運営委員会・一部改正）

災害時における各議員の情報収集地区

令和5年8月25日現在

情報収集場所 (避難所等)	平成30年3月16日までの 担当		令和2年4月22日までの 担当		令和4年3月31日までの 担当		令和6年4月22日までの 担当	
	支援本部 (全員協議会室)	支援本部長	西川和男議長	支援本部長	池ノ内秀夫議長	支援本部長	安藤圭介議長	支援本部長
	支援副本部長	小山幹雄副議長	支援副本部長	吉川義郎副議長	支援副本部長	西川和男副議長	支援副本部長	今村弘志副議長
志木小学校	支援本部員	鈴木潔議員	支援本部員	鈴木潔議員	支援本部員	鈴木潔議員	支援本部員	安藤圭介議員
					支援員	吉澤富美夫議員	支援員	吉澤富美夫議員
	支援本部員	吉川義郎議員			支援員	古谷 孝議員	支援員	古谷 孝議員
志木第二小学校	支援員	天田いづみ議員	支援員	天田いづみ議員	支援員	河野芳徳議員	支援員	河野芳徳議員
	支援員	河野芳徳議員	支援員	多田光宏議員				
志木第三小学校	支援員	安藤圭介議員	支援員	小山幹雄議員	支援員	多田光宏議員	支援員	多田光宏議員
	支援員	多田光宏議員	支援員	安藤圭介議員	支援本部員	与儀大介議員	支援員	与儀大介議員
志木第四小学校	支援員	高浦康彦議員	支援員	高浦康彦議員	支援員	天田いづみ議員	支援員	天田いづみ議員
						阿部竜一議員		
宗岡小学校	支援本部員	水谷利美議員	支援本部員	水谷利美議員	支援員	水谷利美議員	支援員	水谷利美議員
宗岡第二小学校	支援員	池ノ内秀夫議員	支援員	西川和男議員	支援員	岩下 隆議員	支援員	岩下 隆議員
宗岡第三小学校	支援員	今村弘志議員	支援員	今村弘志議員	支援員	今村弘志議員	支援本部員	西川和男議員
宗岡第四小学校	支援員	岡島貴弘議員	支援員	岡島貴弘議員	支援員	岡島貴弘議員	支援員	岡島貴弘議員

志木市議会BCP（業務継続計画）

令和5年8月25日

編集発行 志木市議会
志木市中宗岡1-1-1
TEL 048（473）1117
E-mail: gikaizimu@city.shiki.lg.jp